

監査委員事務局

1 定期監査等について

地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象	範 囲	監 査 の 期 間
市長公室	令和4年度の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理並 びに事務事業の執行	令和4年7月13日～ 令和5年2月16日
総務部		
財務部		
市民協働部		
生活環境部		
福祉部		
こども部		
保健医療部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
会計課		
消防局, 消防署		
上下水道局		
教育委員会		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対 象	検 査 期 日
会計管理者及び上下水道事業 管理者の保管する現金の出納	令和4年4月25日, 5月25日, 6月27日, 7月25日, 8月29日, 9月26日, 10月27日, 11月25日, 12月26日, 令和5年1月25日, 2月27日, 3月27日

3 審査について

(1) 決算審査

法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項並びに地方自治法施行令第5条第3項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和3年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	令和4年7月13日～8月8日
令和3年度の水戸市公営企業会計の決算	令和4年6月1日～8月8日
水戸地方農業共済事務組合解散に伴う決算	令和4年6月20日～8月8日

(2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和3年度の水戸市土地開発基金の運用状況	令和4年7月13日～8月8日

(3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和4年度に算定した実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	令和4年7月15日～8月8日
令和4年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	令和4年7月15日～8月8日